

3 廃棄物減量等推進員の役割

廃棄物減量等推進員の皆さんには、担当の環境事業センターとともに、地域において次の活動をお願いすることとしています。

(1) 「ごみ減量アクションプラン」の普及及び啓発に関すること

ごみの減量の重要性(「ごみ減量アクションプラン」に取り組む必要性)、その効果、また具体的な減量方法等についてご理解いただき、その普及啓発に努めていただきます。

ご家庭から排出されるごみを対象に、市が実施している資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集及び古紙・衣類収集への排出協力等の啓発に努めていただきます。

(2) 古紙・古布等の資源物の集団回収、不用品交換等のリサイクル活動の推進に関すること

地域で行われているコミュニティ回収や資源集団回収、ガレージセールなどのリユース・リサイクル活動の発足または活性化に努めていただきます。

(3) 「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト(新たなペットボトル回収・リサイクルシステム)」の取組推進に関すること

地域コミュニティと参画事業者が、連携協働して取組を進めるため、地域の合意形成に努めていただきます。

(4) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する意見の聴取及び情報の提供に関すること

担当の環境事業センターに地域住民の皆さんのごみの減量・3Rに関するご意見・ご要望を提供することや、市のアンケート実施への協力などに取り組んでいただきます。

また、研修会等で得ていただいた知識やご協力いただいたアンケート結果等の地域への情報提供を行っていただきます。

(5) 美化活動参加の促進に関すること

地域におけるまちの美化に関する意識を高めていただくとともに、清掃ボランティア等の活動の拡大をめざしていただきます。

(6) その他市長が必要と認める事項に関すること

4 廃棄物減量等推進員の代表の役割

各区および各校区等地域(連合町会等)に、廃棄物減量等推進員の代表を任命します。

代表の方には、各地域での推進員の活動が円滑に行われるよう、各推進員間や担当の環境事業センターとの連絡調整を行っていただきます。

5 廃棄物減量等推進員の委嘱・変更

廃棄物減量等推進員を変更される場合

廃棄物減量等推進員の委嘱は、住民組織の推薦に基づき市長が行います。

このため、任期中に推進員を変更される場合は、住民組織からの届出が必要となりますので、担当の環境事業センターへ届出を行ってください。